70. 中国との関係 （日中首脳会談及び日中国交正常化 50 周年に思う）

11 月 17 日に注目していた日中首脳会談が行われた。「安定した関係の構築で一致。経済関係は改善を期待、尖閣・台湾 歩み寄りなく」「軍事的にも経済的にも自信を強める中国に対し、日本は米国の顔色を見ながら批判と協力を調整する難しい局面が続く」と新聞は伝える（11月19日、東京新聞）。記事は会談のポイントとして以下を挙げている。

・建設的で安定的な関係構築に向け、あらゆるレベルで緊密に意思疎通を図ることで合意。林芳正外相の中国訪問調整で一致
・岸田文雄首相は、尖閣諸島を含む東シナ海情勢や中国による弾道ミサイル発射について「深刻な懸念」を伝達
・習近平国家主席は「多くの共通利益と協力の余地がある」と強調
・習氏は台湾や人権の問題を念頭に「中国内政への干渉は受け入れない」と言明

経済関係は今後の期待が高まるが、安全保障については、岸田首相が尖閣諸島や日本近海での軍事的圧迫に「深刻な懸念」と「台湾海峡の平和と安定の重要性」を言及したのに対して、習近平氏は「中国は誰からもどんな口実でも内政への干渉は受けない」と反発したという。習近平氏は 14 日の米中首脳会談でも「台湾問題で妥協するつもりは断じてない」と強い拘りを持って言っていたことが脳裏に浮かぶ。

とは言っても、来年は 1978 年の日中平和友好条約から 45 年目というから、この機会を捉えて棚上げになっている習近平氏の訪日を実現して、冷たい関係を少しでも打開して欲しいと多くの人が思っていることだろう。

ところで、日本と中国は 9 月 29 日に国交正常化から 50 周年を迎えたが、残念ながら政府が大きな節目の年を祝うことはなかったように思う。外務省のホームページ（HP）には「岸田文雄内閣総理大臣と習近平中国国家主席とのメッセージの交換」が掲載されているので読んでみた。

双方とも短文で、こういう場合の文章の政治的意味は良くは分からないが、岸田首相のものは当たり障りのない儀礼的な感じがするのに対して、習近平主席のものは少し具体的なことを言っているように思える。それは「双方は四つの政治文書と一連の重要な共通認識に達し、各分野における交流と協力を絶えず深化させ、（略）世界の平和と発展を促進しました」という個所だ。単純に考えれば、中国側から会話の糸口のサインを送ってきているように思える。

「四つの政治文書」とは、「1972 年の日中共同声明、1978 年の日中平和友好条約、1998 年の日中共同宣言、2008 年の日中共同声明」を指す。つまり、四文書の内容に添って日中関係は発展してしてきたと中国側は言っているのである。四文書には不戦のことが繰り返し述べられているが、以下四文書のうち前二者について概観してみる（後二者は纏めるのが少し難しい）。

（１）1972年の日中共同声明（日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明）

この文書の署名者の日本側は田中首相と大平外相、中国側は周恩来総理と姫鵬飛外交部長。この声明に至るまでの日本側の経緯は様々な形で述べられているのは承知の事実である。

まず日中両国は極めて近い関係であることを表す「一衣帯水」(注１)の間柄であり、「長い伝統的友好の歴史を有し、両国国民は、両国間にこれまで存在していた不正常な状態に終止符を打つことを切望している」としている。そして日本側は「過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し深く反省し」「中国側が提起した復交三原

則(注2)を十分理解する立場に立って国交正常化の実現をはかるという見解を再確認する」とし、中国側はこれを歓迎するとして9項目を確認している。その内7項目（要約）を掲げてみる

②日本は中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認。
（これにより日本は台湾と国交断絶することになる）

③中国は台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部を重ねて表明し、日本は中国の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第8項(注3)に基づく立場を堅持する。

⑤中国は両国友好のために日本に対する戦争賠償の請求を放棄する。

⑥両国は主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に両国間の恒久的な平和友好関係を確立することに合意。両政府は、右の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、両国が相互の関係において、全ての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認。

⑦両国間の国交正常化は第三国に対するものではない。両国のいずれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めるべきではなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対。

⑧両国は両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約の締結を目的として、交渉を行うことに合意。

⑨両国は両国間の関係を一層発展させ、人的往来を拡大するため、（略）貿易、海運、航空、漁業等の事項に関する協定の締結を目的として、交渉を行うことに合意。

（注1）一筋の帯のように、細く長い川や海峡。転じて、両者の間に一筋の細い川ほどの狭い隔たりがあるだけで、きわめて近接しているたとえ。

（注2）復交三原則とは、「①中華人民共和国政府が中国を代表する唯一の合法政府である、②台湾は中華人民共和国の領土の不可分の一部である、③日本が台湾（中華民国）と結んだ平和条約（日台条約）は不法で無効であり、廃棄されなければならない」というもの。

（注3）ポツダム宣言第8項は「カイロ宣言の条項は履行せらるべく、また、日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国並びに吾等が決定する諸小島に局限せらるべし」というもの。

（2）1978年の日中平和友好条約（日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約）

署名者は両国とも全権委員で日本側は園田直外相、中国側は黄華外交部長。この条約は（1）の⑥⑧を受けてのものだろう。5条から成る。

第1条の1項は平和5原則（主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存）を両国関係の基礎とするもの、2項はすべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。第2条は反覇権をうたっている。第3条は善隣友好の精神と内政に対する相互不干渉の原則を基に、両国間の経済と文化の発展に努力するというもの、などである。

このような内容を両国で結んできたことは大変な努力の結果だと思うが、日中両国はいま様々な課題を抱えていて「冷えた関係」にある。中国の軍備拡張に対抗して日本が防衛力を増強すればよく言われる様に、緊張が高まるだけだ。日本と中国の長い文化交流の歴史も考え、両国で交わした上記政治文書の初心に帰り、隣人同士の日中関係を平和なものにして欲しいと切に思う。取り分け、平和友好条約の第1条2項の「すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えない」を、両国が守る努力を徹底して欲しいと願う。

（2022年11月19日）